鳥取県告示第495号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成21年7月31日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は	指定に係る事業所	指定に係る事業所の	指定年月日	サービスの種類
氏名	の名称	所在地	相处十月日	リーころの種類
社会福祉法人中央	介護老人保健施設	鳥取市河原町稲常	平成21年7月23日	介護予防訪問リハ
会	かわはら訪問リハ	463		ビリテーション
理事長 西田 正	ビリテーション事			
人	業所			